

第2章 不当労働行為事件の審査

第1節 概 要

1 取扱件数

令和7年は、前年からの繰越事件2件と新規申立事件1件の合計3件を取り扱った。3件の内訳はいずれも民間事件であり、別表（不当労働行為事件一覧表）のとおりである。

なお、労働組合法第7条の該当号数別内訳は、下表のとおりである。

区分 \ 該当号数	2	3	1・2	1・2・3	1・3・4	計
繰越	2					2
新規	1					1
計	3	0	0	0	0	3

また、平成28年から令和7年までの新規申立事件数は、下表のとおりである。

年	28	29	30	R元 (31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	2	3	0	1	1	0	2	0	1	1

2 処理状況

取扱事件3件のうち、1件が終結し、2件が令和8年に繰り越された。

(1) 繰越事件

ア 4(不)2 (大) A事件は、調査12回、審問2回を経て、令和7年1月31日、一部救済命令により終結した。

イ 6(不)1 B(株)事件は、令和8年に繰り越された。

(2) 新規申立事件

7(不)1 C(株)事件は、令和8年に繰り越された。

(2) 調査・審問回数

令和7年の月別の調査・審問回数は、下表のとおりである。

月 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
調 査				1			1	1	1		1	2	7
審 問													
計				1			1	1	1		1	2	7

また、令和3年から令和7年までの調査・審問の回数は、下表のとおりである。

年 区分	調 査	審 問	計
R3 年	8		8
R4 年	12		12
R5 年	17	4	21
R6 年	4	2	6
R7 年	7		7

3 審査期間の目標及びその達成状況について

(1) 審査期間の目標について

当委員会では、労働組合法第27条の18により定めることとされている審査の目標期間を1年6か月としている（平成17年3月17日公益委員会議決定）。

(2) 審査期間の目標の達成状況について

令和7年に終結した1件は、調査12回、審問2回を要したことにより審査期間に971日を要し、目標期間を超過した。

別表

不当労働行為事件一覧表（令和 7 年係属分）

繰越事件（2 件）・新規申立事件（1 件）

事件 番号	事件名	申立人	該当号	申 立 年月日	審査 委員	参与委員		終 結		
						労	使	年月日	区分	日数
4 不 2	(大) A	組合	2	R4. 6. 6	岩渕	橋本	徳武	R7. 1. 31	一部救 済命令	971
					目黒	飛田	小出			
6 不 1	B (株)	組合	2	R6. 10. 22	櫻井(香)	桑原	徳武			
					田中	中村	樋口			
7 不 1	C (株)	組合	2	R7. 9. 18	櫻井(英)	飛田	徳武			
					三林	小林	廣澤			

第2節 繰越事件の処理状況

1 国立大学法人A事件（令和4年(不)第2号）

(1) 当事者

- ア 申立人 a 労働組合
イ 被申立人 国立大学法人A

(2) 申立内容

- ア 被申立人は、組合員Xの雇止めに関する団交において、学生が提出した要望書や審査の資料、団交における読み上げメモ等団交に必要な資料を申立人に提示し、団交に必要な説明をしなければならない。

- イ 謝罪文の手交及び掲示

(3) 申立年月日 令和4年6月6日

(4) 審査の概要

- ア 調査を12回、審問を2回、合議を6回実施した。
イ 令和7年1月23日の第1,818回公益委員会議で一部救済命令を決定し、令和7年1月31日、当事者に命令書写しを交付した(命令書は末尾資料を参照)。

2 B株式会社事件（令和6年(不)第1号）

(1) 当事者

- ア 申立人 b 労働組合
イ 被申立人 B株式会社

(2) 申立内容

- ア 被申立人は、申立人が申し入れた組合員の解雇に関する団体交渉を拒否してはならない。3名の組合員に対する解雇を撤回し、現職に復帰させるとともに、解雇から現職復帰までの間に受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。

- イ 謝罪文の手交及び掲示

(3) 申立年月日 令和6年10月22日

(4) 審査の概要

- 第1回調査（4月21日） 第2回調査（7月18日） 第3回調査（8月21日）
第4回調査（9月25日） 第5回調査（11月7日） 第6回調査（12月22日）

※ 令和8年に繰越

第3節 令和7年新規申立事件の概要と処理状況

1 C株式会社事件（令和7年（不）第1号）

申立年月日 令和7年9月18日

(1) 当事者

ア 申立人

名称 c労働組合
所在地 新潟市中央区
組合員数 40人

イ 被申立人

名称 C株式会社
所在地 長岡市
従業員数 141人
業種 卸売業、小売業

(2) 審査委員及び参与委員

審査委員長 櫻井 英喜
審査委員 三林 康弘
参与委員 (労) 飛田 博之、小林 俊夫
(使) 徳武 裕一、廣澤 藤幸

(3) 申立内容

ア 該当条項 労組法第7条第2号

イ 請求する救済内容

(ア) 被申立人は、申立人から申し入れのあった懲戒解雇処分撤回に関する団体交渉に誠意をもって応じなければならない。

(イ) ポストノーティス

(4) 審査の概要

事務局調査（申立人9月18日、被申立人10月9日）

第1回調査（12月18日）

第4節 再 審 査 事 件

1 学校法人D事件（中労委令和6年(不再)第3号・同第4号）

(1) 当 事 者

学校法人D 第3号事件再審査申立人・第4号事件再審査被申立人
個人1名、d1労働組合、
d2労働組合 第3号事件再審査被申立人・第4号事件再審査申立人

(2) 再審査申立年月日 令和6年2月9日

(3) 再審査の経緯 係属中

＜当委員会での審査状況＞

① 事 件 名 学校法人D事件（令和2年(不)第1号）

② 当 事 者

申 立 人 個人1名、d1労働組合、d2労働組合
被申立人 学校法人D

③ 請求する救済内容

解雇撤回、原職復帰、バックペイ、差別的取扱の禁止、謝罪文の手交及び掲示

④ 申立年月日 令和2年12月23日

⑤ 終結年月日 令和6年1月26日

⑥ 終 結 区 分 命令（全部救済）

第5節 行政訴訟事件

1 国立大学法人A事件

(1) 事件名

不当労働行為救済命令取消請求事件（新潟地方裁判所令和7年（行ウ）第8号）

(2) 当事者

原告 国立大学法人A

被告 新潟県

(3) 訴提起年月日 令和7年3月3日

(4) 請求の趣旨

ア 新潟県労働委員会が、新労委令和4年（不）第2号不当労働行為救済申立事件について、令和7年1月23日付でした命令のうち、主文第1項及び第2項を取り消す。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

(5) 請求の趣旨に対する答弁

ア 原告の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

(6) 訴訟の経緯

第1回口頭弁論 5月23日

第2回口頭弁論 8月6日

第3回口頭弁論 10月31日

<当委員会での審査状況>

① 事件名 国立大学法人A事件（令和4年（不）第2号）

② 当事者

申立人 a労働組合

被申立人 国立大学法人A

③ 請求する救済内容

団交での資料提示及び説明、謝罪文の手交及び掲示

④ 申立年月日 令和4年6月6日

⑤ 終結年月日 令和7年1月31日

⑥ 終結区分 命令（一部救済）